

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	(1) 改善命令 (2) 措置命令	
根拠法令・条項	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1項第1号 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の4第1項第1号	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない <p style="text-align: center;">「堺市一般廃棄物処理施設許可に係る不利益処分に関する要綱」(別紙)</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	対応、対策に緊急を要する場合には、弁明の機会を待つ猶予がない場合がある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

堺市一般廃棄物処理施設許可に係る不利益処分に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の目的とする一般廃棄物の適正処理の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物に係る本市が行う不利益処分について、処分基準その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 施設設置者 市長から法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けたものをいう。
- (2) 不利益処分 次のいずれかの行政処分をいう。
 - ア 法第9条の2の2の規定による許可の取消し
 - イ 法第9条の2の規定による施設の使用の全部若しくは一部停止又は施設改善命令
 - ウ 法第19条の3の規定に基づく改善命令
 - エ 法第19条の4の規定に基づく措置命令

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、法の定めるところによる。

(処分の実施)

第3条 市長は、一般廃棄物処理施設設置者等(以下「設置者等」という。)が違反行為を行い、指導等に応じない場合において、他の手段によっては法の目的を達成することが困難であると判断するときは、不利益処分を行うことができる。

(対象範囲)

第4条 市長が行う不利益処分は、本市の区域内で行われた違反行為を対象とする。

(許可の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 市長から10日以上処理施設の使用停止(以下「施設使用の停止」という。)の命令を受けた日から2年以内に、当該処分の対象となった違反行為と同程度以上の違反行為をしたとき。
- (2) 法第19条の3の規定に基づく改善命令に違反したとき。
- (3) 法第19条の4の規定に基づく措置命令に違反したとき。
- (4) 違反行為が特に悪質と認められるとき、又は周辺的生活環境の保全上重大な支障をきたすと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法の規定に違反したとき。

(施設の使用停止等)

第6条 市長は、法第19条の3の規定に基づき設置者等が別表に掲げる条項に違反した場合は、同表左欄に掲げるそれぞれの区分に応じて、同表右欄に定める処理施設使用停止処分等を行う。

2 設置者等に対する処理施設の使用停止命令は、一般廃棄物処理施設の許可に係る施設の全部を対象として行うものとする。ただし、施設の一部の使用停止命令によりその目的が達成できる場合は、この限りではない。

(改善命令)

第7条 市長は、事業者等が処理基準その他法に定められた基準に違反したときは、当該違反行為が再び行われることのないよう、期限を定めて処理方法の変更その他必要な措置を命ずることができる。

2 事業者等が当該施設の設置者である場合において、当該違反行為により生活環境保全上の支障が生じているとき、又は生じるおそれがあるときは、前項の規定により命令した事項が履行されるまでの間、併せて施設の使用の停止を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 市長は、設置者等が法に基づく処理基準に適合しない処理をし、生活環境の保全上支障を生じさせたとき、又は生じさせるおそれがあるときは、当該処理等を行った者に対して、生活環境の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項に規定する措置命令は、当該処理をした者に対して優先して行うものとする。

(加重と軽減)

第9条 市長は、不利益処分の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数を加重の限度として、施設使用等の停止日数を加重することができる。

(1) 施設使用等の停止処分を受けた日から5年以内に再び施設使用等の停止処分に該当する違反行為を行ったとき。

(2) 生活環境の保全上重大な支障が生じたとき、又は重大な支障が生じるおそれがあるとき。

(3) 違反行為が特に悪質又は社会的影響が大きいと認められるとき。

2 市長は、不利益処分の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数の半数を限度として、施設使用等の停止日数を軽減することができる。ただし、施設使用等の停止日数が5日のときは、この限りでない。

(1) 改しゅんの情が著しく、かつ、違反行為について自主的に改善する等、情状酌量の余地があると認められるとき。

(2) その他軽減するに足りる相当の理由が認められるとき。

(複数の違反行為)

第10条 施設使用等の停止に該当する違反行為が複数ある場合は、そのうち最も重い違反行為について、不利益処分を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、違反行為が悪質である等特に必要と認めるときは、複数の違反行為のそれぞれに対応する不利益処分を合算するものとする。ただし、施設使用等の停止日数は、60日を限度とする。

(他行政との調整)

第11条 市長は、不利益処分を行うに当たり、必要に応じて関係行政機関と調整を図るものとする。

(聴聞)

第12条 市長は、許可の取消しをしようとするときは、聴聞を行うものとする。

2 聴聞の手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）、堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）及び堺市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年規則第48号）（以下これらを「行政手続法等」という。）の定めるところによる。

(弁明の機会の付与)

第13条 市長は、施設使用等の停止を命じようとするとき、又は改善命令若しくは措置命令を行おうとするときは、弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

2 弁明の機会の付与手続については、行政手続法等の定めるところによる。

(告発)

第14条 市長は、不利益処分を行うだけでは法の目的が達成できないと判断したときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により告発するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関して必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

別表

法の適用条項	違反内容	命令又は許可の取消し等
第9条の2	使用停止命令違反	許可の取消し
第9条の2	改善命令違反	施設の使用停止命令
第9条第1項	構造・規模の無許可変更違反	処理施設の停止（変更前への復元若しくは法の手続が可能なときは、その日まで）
第8条の2第1項	技術上の基準違反	改善命令及び生活環境上の支障が生じている場合は、併せて施設の使用停止命令（基準適合時まで）
第8条の3	維持管理の技術上の基準違反	同上
第8条第2項	設置・維持管理に関する計画違反	同上
第8条の2第4項	許可条件違反	同上
第8条の4	維持管理事項記録閲覧義務違反	改善命令及び施設の使用停止5日
第8条の5	最終処分場積立金の積立義務違反	改善命令
第8条の2第5項 第9条第2項	使用前の検査義務違反	施設の使用停止
第21条第1項	技術管理者設置義務違反	使用停止命令（技術管理者設置まで）